

救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託 仕 様 書

1 委託業務名

救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託

2 履行期間及び履行場所

(1) 履行期間

契約日～令和5年3月31日

(2) 履行場所

三重県津市広明町13

三重県医療保健部医療政策課内 他

3 委託業務の目的

本委託業務は、三重県（以下、本県）が運用すべき救急医療情報システム（以下、次期システム）に求められる機能やサービスレベル等の検討を行うため、他自治体や最新の市場状況に係る調査を行い、その結果に基づく概要構想案を作成する。

さらに、現行救急医療情報システム（以下、現行システム）の現状把握と課題の洗い出しを行うための調査・分析・評価を行う一方、上記の概要構想案との分析を行い、解決すべき課題とその方針を明確にし、概要構想案に適用することで、本県が運用すべき次期システムの中長期的なあり方（基本計画）を明らかにする。

また、上記、次期システムの運営主体となる三重県救急医療情報センターの業務についても、情報の収集、整理、分析等を中心に具体的な運用方法及び機能を検討することで、救急医療情報センターの「あるべき姿」を明らかにする。

ただし、上記に記載した概要構想案、基本計画等の策定手法は本県の想定であり、本企画提案コンペにおいて、より有効な手法について提案を求める。

4 委託業務の概要

以下に、委託業務の概要を示す。

ただし、各項目における手法は、本県の想定であり、より有効な手法を本企画提案コンペにより提案を求める。

(1) 概要調査及び概要構想の作成

(ア) 救急医療情報センター業務及び救急医療情報システム（以下、システム）に係る他自治体の現状と動向調査（実地調査を含む）を行うこと。

また、実地調査に先立ちシステムに係る最新の市場調査を行うこと。

(イ) 調査結果を基に、予算化のための課題整理・分析を行いシステム及び救急医療情

報センターに係る概要構想案を作成すること。

(2) 詳細調査及び詳細構想（基本計画）の作成

(ア) 現行災害対策本部の作業及び現行システムの機能について詳細を明らかにし、作業及び機能一覧表としてとりまとめること。

(イ) 概要構想と上記機能一覧との分析等を行い、課題を抽出すること。

(ウ) 課題に対する優先順位付けを行い、解決すべき課題についての提案を行うこと。
また、解決すべき課題については、阻害要因を明らかにしたうえで解決方針を示すこと。

(エ) 上記の解決方針を概要構想に適用し、基本計画書（詳細構想書）としてとりまとめること。

(3) 次期システムの調達に係る仕様書の作成

(ア) 基本計画を基に、将来実施する次期システム構築業務を調達するため、以下の内容を記述した詳細設計・構築・運用保守に係る仕様案等を作成すること。

5 納品物件

別紙「救急医療情報システム基本計画策定支援業務委託 詳細仕様書」を参照すること。

6 納品場所及び検査について

三重県医療保健部医療政策課

7 その他注意事項

(1) 納品の期日について

(ア) 令和4年12月27日(火)までに、本県の承認の上、概要構想書を納品すること。

(イ) 令和5年3月31日(金)までに、本県の承認の上、設計・構築・運用保守の調達に係る仕様案を納品すること。

(ウ) 令和5年3月31日(金)までに、本県の承認の上、基本計画書を納品すること。

(2) 上記の、「概要構想書」、「基本計画書」、「設計・構築・運用保守の調達に係る仕様書案等」については、紙媒体1部、電子媒体（CD-ROMまたは、DVD-ROM）2部を納品すること。

(3) 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

(4) 受託事業者は何人に対しても、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知りえた本県業務の一切を漏らしてはならない。

(5) 本業務を行う際、現行システムに対して影響がある場合は、本県業務に影響を与えない時間帯での作業を前提とし、事前に本県の承認を得ること。

(6) 本業務のスケジュールにおいては、事前に本県の承認を得ること。

- (7) 週 1 回程度の打ち合わせを行うとともに、議事録の提出を行うこと。
- (8) 本仕様書及び詳細仕様書に記載されている全ての作業に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- (9) 本業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については契約後、受託事業者のみに提示する。
- (10) 本委託業務の受託事業者及び関連事業者は、令和 5 年度以降に実施を想定している次期システムの設計及び構築業務の受託事業者となることはできないものとする。但し、上記設計及び構築業務の業者選定支援または進行管理支援に係る案件が発生した場合はこの限りではない。また「関連事業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。
- (11) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア)断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ)警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ)受託者に報告すること。
 - (エ)業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期などに遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (12) 受注者が(11)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (13) 本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。